

第百十二回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十 三 号

昭和六十三年五月十二日(木曜日)
午後一時五十分開議

出席委員

委員長 稲垣 実男君

理事 高橋 辰夫君

理事 丹羽 雄哉君

理事 畑 英次郎君

理事 沼川 洋一君

理事 相沢 英之君

理事 伊吹 文明君

理事 小沢 辰男君

理事 木村 義雄君

理事 自見庄三郎君

理事 中山 成彬君

理事 三原 朝彦君

理事 伊藤 忠治君

理事 川俣健二郎君

理事 田邊 誠君

理事 新井 彬之君

理事 平石磨作太郎君

理事 塚田 延充君

理事 田中美智子君

出席國務大臣

厚生 大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員

厚生大臣官房審議官 佐藤 良正君

厚生省保健医療局長 北川 定謙君

委員外の出席者

社会労働委員会調査室長 石川 正暉君

委員の異動

五月十一日

辞任

補欠選任

片岡 武司君
自見庄三郎君
高橋 一郎君
中山 成彬君
三原 朝彦君
伊藤 忠治君

同日

坂本三十次君
橋本龍太郎君
松永 光君
水野 清君
小澤 克介君

松永 光君
水野 清君
三原 朝彦君
自見庄三郎君
伊藤 忠治君

森 美秀君
坂本三十次君
松永 光君
水野 清君
小澤 克介君

高橋 一郎君
片岡 武司君
中山 成彬君
三原 朝彦君
自見庄三郎君

伊藤 忠治君

補欠選任

高橋 一郎君

片岡 武司君

中山 成彬君

三原 朝彦君

自見庄三郎君

伊藤 忠治君

五月十一日

林業労働法案(浜本万三君外四名提出、参法第二号(予))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案

(内閣提出、第百八回国会開法第九〇号)

○稲垣委員長 これより会議を開きます。

第百八回国会、内閣提出、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。藤本厚生大臣。

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○藤本國務大臣 ただいま議題となりました後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、後天性免疫不全症候群、すなわちエイズの蔓延は、欧米を初めとして世界的に深刻な状況にあり、特にアメリカ合衆国では、一九八一年に最初の患者が確認されて以来、既に五万人以上の患者が発生していると言われております。我が国においては、現在までに確認されているエイズ患者は、欧米諸国等に比べると少数にとどまっておりますが、最近では女性患者の発生等エイズの一般への感染が懸念される状況も見られ、現段階において緊急に総合的な対策を講じ、エイズの蔓延を防止することが喫緊の課題となっております。

このため、政府においては、昨年二月にエイズ問題総合対策大綱を策定し、国民に対する正しい知識の普及を初めとして、感染源の把握、二次感染防止対策の強化、国際協力及び研究の推進等の総合的な対策を講じているところであります。

この法律案は、人権の保護に配慮しつつ、エイズの伝染の防止その他その予防に関し、法律上の措置が必要な事項について定めることにより、エイズの蔓延の防止を図ろうとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、予防に必要な施策、知識の普及、研究の推進等について国等の責務を規定し、総合的な対策に取り組む関係者の役割を明らかにするとともに、患者等の人権の保護について留意しなければならぬことを規定しております。

次に、感染源の把握及び二次感染の防止に関し必要な事項を規定することとあります。エイズ

は一たん感染し、発症すると重篤な経過をたどる疾病であります。その感染力は比較的弱く、感染経路が限られていることにかんがみ、この法律案では、医師と感染者の信頼関係の上に立った保健指導の徹底により、二次感染の防止を図ることを対策の基本としております。これに対し、都道府県知事は、医師との相互の連携のもとに、感染者の発生に関する疫学情報を常に的確に把握することを原則とし、感染者が医師の指導に従わない等公衆衛生上特に問題が生ずる場合に限り、健康診断の勧告及び命令、二次感染防止のための指示等を行うことができることとしております。

さらに、患者等のプライバシーを保護するという観点から、医師の都道府県知事に対する報告には原則として感染者の氏名等を含めない等の配慮をすることと、エイズの治療等を行った医師、予防事務に従事した公務員その他の関係者に厳しい守秘義務を課することとしております。

このほか、出入国管理及び難民認定法の一部を改正し、エイズに関する出入国管理上の措置について規定することとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から一カ月を経過した日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○稲垣委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十分散会

〔目的〕

(国及び地方公共団体の責務)

2 国は、前項に定めるもののほか、エイズに関する情報の収集及び研究の推進に努めなければならない。

(國民の責務)

(醫師の責務)

〔医師の指示及び報告〕

第五條 醫師は、エイズの病原体に感染している者（以下「感染者」という）であると診断したときは、当該感染者又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し、エイズの伝染の防止に關し必要な指示を行い、七日以内に、文書をもつて、当該感染者の年齢及び性別、当該感染者がエイズの病原体に感染したと認められる原因その他厚生省令で定める事項を当該感染者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事に報告しなければならぬ。

（感染者の遵守事項）

2 感染者は、前項に定めるもののほか、前条の医師の指示を遵守するように努めなければならない。

(醫師の通報)

第七條 醫師は、その診断に係る感染者が第五條の規定による指示に従わず、かつ、多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあると認めるときは、その旨並びに当該感染者の氏名及び居住地その他厚生省令で定める事項をその居住地を管轄する都道府県知事に通報するものとする。

（都道府県知事の健康診断の勧告等）

2 都道府県知事は、前

第九条 都道府県知事は、

係る感染者若しくは前条第二項に規定する健康

第十条 都道府県知事は、この法律

2 前項の規定により質問をよ

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査

〔伝染病予防法の適用〕

て、同法第十九条ノ三中「伝染病予防上」とある

とあるのは、「此ノ法律（後天性免疫不全症候群

第十二条 この法

の職員の権限に属するものとされている事務で、政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市の長又はその職員が行うものとする。この場合において、この法律中都道府県知事又は都道府

(再審査請求)

(罰則)

一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す

項の規定による勧告、同条第二項の規定による

公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘

の罰金に処する。

者

二 第二十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えた日から施行する。

(施行前に行われた診断に係る報告)

第二条 この法律の施行前に感染者であると診断

した医師は、厚生省令で定める場合を除き、この法律の施行の日から一月以内に、文書をもつて、当該感染者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を当該感染者の居住地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第三条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(上陸の拒否の特例)

11 後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者であつて、多数の者にその病原体を感染させるおそれがあるものは、当分の間、第五条第一項第一号に掲げる患者とみなす。

理由

後天性免疫不全症候群のまん延の防止を図るため、後天性免疫不全症候群の伝染の防止その他その予防に関し所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年五月十九日印刷

昭和六十三年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局